

第102回

定時株主総会 招集ご通知

日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時
受付開始 午前9時00分

場 所 長野県上田市生田2150番地
長野計器テクニカル・ソリューションズ・センター

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 取締役に対する株式報酬等の一部変更及び継続の件

議決権行使書用紙（郵送）およびインターネット等
による議決権行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後5時25分まで

株主の皆様には、日頃より当社グループをご支援
いただき厚く御礼申し上げます。

さて、第102回定時株主総会を左記のとおり開催
いたします。

当日の本株主総会にご出席されない場合は、本招
集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙
（郵送）またはインターネット等により、事前に
議決権をご行使くださいますようお願い申しあげ
ます。

今後の状況により、株主総会の会場および運営等に
変更が生じる可能性があります。その際は、当社ウ
ェブサイト（<https://www.naganokeiki.co.jp/ir/stockholders.html>）にてお知らせいたします。

本株主総会開催中の製品展示並びに同総会終了後、
引き続き「長野計器テクニカル・ソリューション
ズ・センター」において会社説明会を開催させてい
ただきたいと存じます。

なお、「お土産」のご用意は取りやめさせていただ
きますので、何卒ご理解賜りますようお願い申しあ
げます。

株主の皆様へ



代表取締役社長

佐藤正継

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会の招集通知をご高覧頂くにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社はこれまで「強み」であります圧力計測技術と製造技能の進展に挑戦し、「安全・安心・信頼」をお届けし、社会に貢献してまいりました。

また、2023年度より取組みを開始いたしました第2次中期経営計画の「既存事業の競争力強化」、「グローバル戦略の強化」、「新たな事業領域の拡大」、「経営基盤の強化」の4つの成長戦略に対し、長野計器グループの経営者・社員は一丸となり、今後も企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

社是

創造と極限への挑戦で総を啓く
行動と総力の結集で未来を拓く
感謝と融和の精神で明日を開く

企業理念

一芸を極めて世界に挑戦

目次

■株主の皆様へ

■招集ご通知 2

■株主総会参考書類 6

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 取締役に対する株式報酬等の一部変更
及び継続の件

■事業報告 18

1. 企業集団の現況
2. 会社の現況
3. 業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況
4. 会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類 42

連結貸借対照表
連結損益計算書

■計算書類 44

貸借対照表
損益計算書

■監査報告 46

連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告

長野計器株式会社

代表取締役社長 佐藤正継

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトにて「第102回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、お手数なからいずれかの以下ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト 株主総会招集通知掲載サイト	https://www.naganokeiki.co.jp/ir/stockholders.html	
東証ウェブサイト 東証上場会社情報サービス	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	
株主総会資料掲載 ウェブサイト	https://d.sokai.jp/7715/teiiji/	

東証ウェブサイトでは、銘柄名（会社名）「長野計器」または証券コード「7715」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

なお、ご出席されない場合は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙（郵送）またはインターネット等により、事前に議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます（行使期限は2024年6月25日（火曜日）午後5時25分までとなります。）。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月26日（水曜日）午前10時	
2 場 所	長野県上田市生田2150番地 長野計器テクニカル・ソリューションズ・センター (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)	
3 目的事項	報告事項	1. 第102期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第102期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 取締役に対する株式報酬等の一部変更及び継続の件

<p>4 議決権行使等についてのご案内</p>	<p>4頁から5頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。</p>
<p>5 招集にあたっての決定事項</p>	<p>交付書面から一部記載を省略している事項 ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」として表示すべき事項は、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。 なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。</p>

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、東証ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時
(受付開始：午前9時00分)

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時25分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時25分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号

長野計器株式会社 御中

私は、2024年6月26日開催の貴社第102回定株主総会（御株主または監査を含む）における議決につき、右記（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使します。

2024年6月 日

各議案につき賛否の表示をされない場合は、議決の表示があったものとして取り扱います。

長野計器株式会社

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案
賛	○	○	○
否	○	○	○

賛成、反対の両方に○を付けた場合は、無効となります。

お願い

- 株主総会にご出席される場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月25日午後5時25分までにご返送ください。
- 第2号議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に掲載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと消字で記入ください。
- 議決権をインターネット等で行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、画面下部のウェブページにてアクセスし2024年6月25日午後5時25分までにご行使ください。この場合、議決権行使書を送付する必要はありません。

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。
株主総会にご出席の際は、この用紙の写片を併せてご提出ください。

長野計器株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1・3号議案**
- 賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >>> 「否」の欄に○印
- 第2号議案**
- 全員賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >>> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >>> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱いたします。

重複行使の取扱い

議決権行使書用紙（郵送）とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネット等によって複数回、またはパソコンと携帯で重複して議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

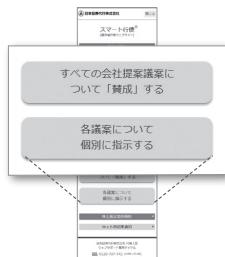
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

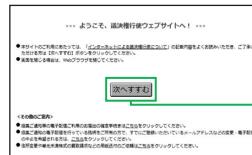
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

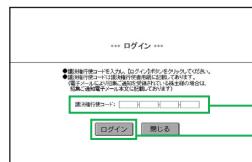
議決権行使ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

【電話】 0120 (707) 743

受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

「機関投資家の皆様向け議決権電子行使プラットフォーム」のご利用について

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

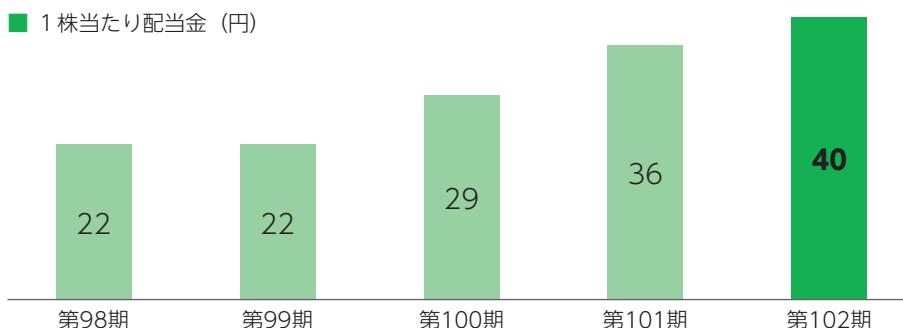
当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつとしており、経営基盤強化のための内部留保の充実を図りつつ、安定配当の維持等を総合的に勘案することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針を堅持し、当期の業績が堅調に推移した結果、普通配当1株当たり18円に、特別配当4円を加えて22円とさせていただきますと存じます。

なお、当期は当社普通株式1株当たり18円の中間配当金を既にお支払いしておりますので、これを合わせた年間配当金は当社普通株式1株当たり40円となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株当たり金 22円 配当総額 422,488,044円
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月27日

配当金推移



第2号議案

取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役角龍徳夫、小林豊茂、鈴木正徳の3氏は任期満了となりますので、コーポレートガバナンス・コードの趣旨（取締役会の多様性）を鑑み、2名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	性別	
1	かく りゅう のり お 角 龍 徳 夫	常務取締役 執行役員会議長、管理本部担当	男性	再任
2	こ ばやし とよ しげ 小 林 豊 茂	取締役 営業本部、技術本部、製造本部 担当	男性	再任
3	すず き まさ のり 鈴 木 正 徳	取締役	男性	再任
4	す わ あき ひさ 諏 訪 明 久	上席執行役員 製造本部長	男性	新任
5	うめ さわ よし こ 梅 澤 佳 子	—	女性	新任

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	 <p>かく りゅう のり お 角 龍 徳 夫 (1960年5月10日生)</p>	<p>1979年4月 当社入社 2011年4月 当社経理部次長 2014年6月 当社執行役員経理部次長 2014年7月 当社執行役員経理部長 2018年6月 当社取締役経理部担当 2023年7月 当社常務取締役執行役員会議長、管理本部担当（現）</p> <p>（重要な兼職の状況） Ashcroft Inc. 取締役 株式会社ニューエラー 監査役 株式会社ナガノ計装監査役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 角龍徳夫氏は、長年経理業務に従事し、経営に資する課題を実務面から実施してまいりました。また、取締役として当社グループの経理・財務を指揮する責任者としての役割を担ってまいりました。その知識と見識をもとに当社グループの経営全般を担っております。今後もその役割は重要であることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	5,200株
2	 <p>こ ばやし とよ しげ 小 林 豊 茂 (1963年1月22日生)</p>	<p>1985年4月 株式会社八十二銀行入行 2004年2月 同行若宮支店長 2006年2月 同行熊谷支店長 2008年6月 同行法人部長 2011年6月 同行昭和通工リア昭和通営業部長 2014年6月 同行高田支店長 2016年6月 同行執行役員高田支店長 2017年6月 同行執行役員人事部長 2019年6月 同行執行役員監査部長 2020年6月 当社取締役 2021年4月 当社取締役総務統括部担当 2022年6月 当社取締役監査部、法務・コンプライアンス部、総務統括部担当 2023年7月 当社取締役事業本部担当 2024年4月 当社取締役営業本部、技術本部、製造本部担当（現） 2024年4月 日立Astemo&ナガノ株式会社監査役（現）</p> <p>（重要な兼職の状況） 日立Astemo&ナガノ株式会社監査役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 小林豊茂氏は、金融機関で培われた豊かな経験と幅広い見識を活かしていただき、当社グループの経営全般における更なるグループ総合力の向上を図ってまいりました。加えて、総務統括及び法務・コンプライアンスを指揮し、当社グループの総務機能、人事機能、法務コンプライアンス及び経営基盤の強化を図ってまいりました。また、営業、技術、製造部門の機能強化を担っており、その役割が重要なることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	 <p data-bbox="269 495 477 576"> すず き まさ のり 鈴木正徳 (1954年10月9日生) </p>	<p>1978年4月 通商産業省（現経済産業省）入省 2008年7月 経済産業省産業技術環境局長 2010年7月 同省製造産業局長 2011年8月 中小企業庁長官 2013年10月 日揮株式会社（現日揮ホールディングス株式会社）顧問 2014年6月 当社取締役 2014年7月 日揮株式会社取締役執行役員 2016年6月 同社取締役常務執行役員 2018年6月 当社取締役（現） 2019年10月 日揮ホールディングス株式会社取締役常務執行役員 2020年10月 ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン株式会社取締役（現） 2021年5月 株式会社MJS M&Aパートナーズ取締役会長（現） 2021年6月 公益財団法人航空機国際共同開発促進基金理事長（現） 2021年6月 一般社団法人電気自動車普及協会会長（現） 2021年6月 株式会社ミロク情報サービス取締役 2023年4月 株式会社ミロク情報サービス取締役副会長DX事業戦略室、コンプライアンス推進担当 2024年4月 株式会社ミロク情報サービス取締役副会長DX事業戦略室、コンプライアンス推進担当 内部統制室長（現）</p> <p>（重要な兼職の状況） ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン株式会社取締役 株式会社MJS M&Aパートナーズ取締役会長 公益財団法人航空機国際共同開発促進基金理事長 一般社団法人電気自動車普及協会会長 株式会社ミロク情報サービス取締役副会長</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 鈴木正徳氏は、経済産業省、中小企業庁及び他社で培われた豊かな経験と幅広い見識等に基づき、独立した立場で中立かつ客観的観点から適宜質問すると共に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど取締役会の一層の活性化に寄与されております。 同氏は、同氏の経済産業省・中小企業庁及び他社で培われた豊かな経験と幅広い見識を独立した立場から当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の一層の活性化を図るため、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	7,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	 <p>す わ あき ひさ 諏訪 明久 (1972年3月11日生)</p>	<p>1995年4月 当社入社 2012年4月 当社製造本部丸子電子機器工場生産管理部次長 2016年4月 当社製造本部上田計測機器工場生産管理部長 2016年6月 当社製造本部上田計測機器工場長代理兼製造本部上田計測機器工場生産管理部長 2017年4月 当社製造本部上田計測機器工場長兼製造本部上田計測機器工場生産管理部長 2018年6月 当社執行役員製造本部上田計測機器工場長兼製造本部上田計測機器工場生産管理部長 2019年5月 ヨシトミ・マーション株式会社監査役 2020年7月 当社執行役員製造本部副本部長 2020年11月 当社執行役員製造本部付部長兼JADE Sensortechnik GmbH 出向 2020年12月 当社執行役員製造本部付部長兼JADE Sensortechnik GmbH アドバイザリーボードメンバー 2022年7月 当社執行役員製造本部部長兼JADE Sensortechnik GmbHアドバイザリーボードメンバー 2023年6月 当社上席執行役員製造本部長 2023年7月 当社上席執行役員事業本部製造本部長 2024年4月 当社上席執行役員製造本部長（現）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 諏訪明久氏は、生産管理部長、上田計測機器工場長を務め、長年わたり、製造部門における当社の生産体制の改善を担っておりました。また、製造本部の業務執行の責任者である製造本部長として、生産体制のリーダーシップを発揮しております。今後も継続してその知識と見識をもとに生産体制の強化という役割は重要であるため、新たに取締役候補者となりました。</p>	一株
5	 <p>うめ ざわ よし こ 梅澤 佳子 (1960年2月28日生)</p>	<p>1991年4月 湘南国際女子短期大学国際教養学科専任講師 2007年4月 多摩大学経営情報学部准教授 2008年4月 日本赤十字看護大学非常勤講師 2014年4月 多摩大学経営情報学部教授（現）</p> <p>（重要な兼職の状況） 多摩大学経営情報学部教授</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 梅澤佳子氏は、学識経験者で培われた豊かな経験と幅広い見識に基づき、事業家の視点と異なる研究者の立場から、中立かつ客観的な観点により、取締役会の多様性、意思決定の妥当性・適正性の確保及びサステナビリティに関する助言・提言を行っていただく役割を期待しております。 また、同氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、事業家と異なる学識経験者の立場から、その豊かな経験と幅広い見識を、当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の一層の活性化を図るため、新たに社外取締役候補者となりました。</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 諏訪明久氏および梅澤佳子氏は新任候補者であります。
3. 諏訪明久氏は、2024年6月10日開催予定の株式会社ナガノ第54回定時株主総会の決議により同社取締役役に就任する予定です。
4. 梅澤佳子氏の戸籍上の氏名は、開沼佳子ですが、職業上使用している氏名で表記しております。
5. 鈴木正徳氏および梅澤佳子氏は、社外取締役候補者であります。
6. 社外取締役候補者梅澤佳子氏の「社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことがない候補者を推薦する理由」は、候補者番号5の【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】に記載しており、同氏は、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
7. 鈴木正徳氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年となります。
8. 当社は、取締役（業務執行取締役等を除く。）が期待される役割を十分に発揮することができるように、会社法第427条第1項の規定により、定款に取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。
- 鈴木正徳氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、鈴木正徳氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。鈴木正徳氏の再任をご承認いただいた場合、当社と鈴木正徳氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 本規定により、社外取締役候補者梅澤佳子氏が社外取締役の就任をご承認いただいた場合、梅澤佳子氏と当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要等は、本招集ご通知31頁に記載のとおりです。各候補者の就任または再任をご承認いただいた場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
10. 当社は、鈴木正徳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。鈴木正徳氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き鈴木正徳氏を独立役員とする予定であります。
- 梅澤佳子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を充たしており、当社は梅澤佳子氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案

取締役に対する株式報酬等の一部変更及び継続の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」及び「株式報酬」で構成されており、このうち「株式報酬」につきましては、2019年6月27日開催の第97回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除きます）に対する報酬として、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を、株主の皆様のご承認をいただき導入しておりますが、今般、取締役の報酬体系の見直しを行い、本制度を業績連動型株式報酬制度に変更するとともに、取締役に付与するポイント数の上限を変更したうえで継続することについてご承認をお願いするものです。

なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、本制度の一部変更及び継続は相当であると考えております。

本議案は、2002年6月27日開催の第80回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（月額20万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、2025年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除きます。以下も同様です。）に対して、変更後の本制度による株式報酬を支給するというものです。

本制度の変更目的は上記のとおりであり、当社は2024年4月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、その概要は事業報告31頁に記載のとおりであります。本制度は当該方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

なお、現時点で本制度の対象となる取締役は4名ですが、第2号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

変更後の本制度に係る報酬等の額及び内容等は以下のとおりです。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（2019年の本制度導入時に設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）
② 対象期間	2025年3月末日に終了する事業年度から2029年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金340百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり21,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、設定済みの本信託の信託期間を延長するとともに、本制度により取締役に支給する株式報酬として交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金340百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加信託することといたします。本信託は、当社が信託した金銭を原資（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金68百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役へ交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり21,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役が原則としてその退任時に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

ご参考

第2号議案の承認後のスキルマトリックス（予定）

取締役及び監査役一覧

役 職	氏 名		企業 経営	開発/ 技術/ 製造	営業/ 販売	財務 会計	法務/ リスク 管理/ ガバ ナンス	人事 労務	サステ ナビリ ティ	IT	グロー バル 経験	公共 政策
代表取締役社長	佐藤正継		○	○					○	○		
常務取締役	角龍徳夫		○			○	○	○				
取締役	小林豊茂				○	○	○	○				
取締役	小野明彦				○		○		○	○		
取締役	諏訪明久			○							○	
取締役	鈴木正徳	【社外】 【独立】	○		○						○	○
取締役	寺島義幸	【社外】 【独立】										○
取締役	梅澤佳子	【社外】 【独立】							○			
監査役	矢島寿衛		○		○	○						
監査役	小田中衛					○		○				
監査役	水澤博敏	【社外】 【独立】	○		○		○					
監査役	神吉 正	【社外】	○			○	○					

【社外】 社外取締役・社外監査役

【独立】 独立役員

ご参考

コーポレートガバナンス体制

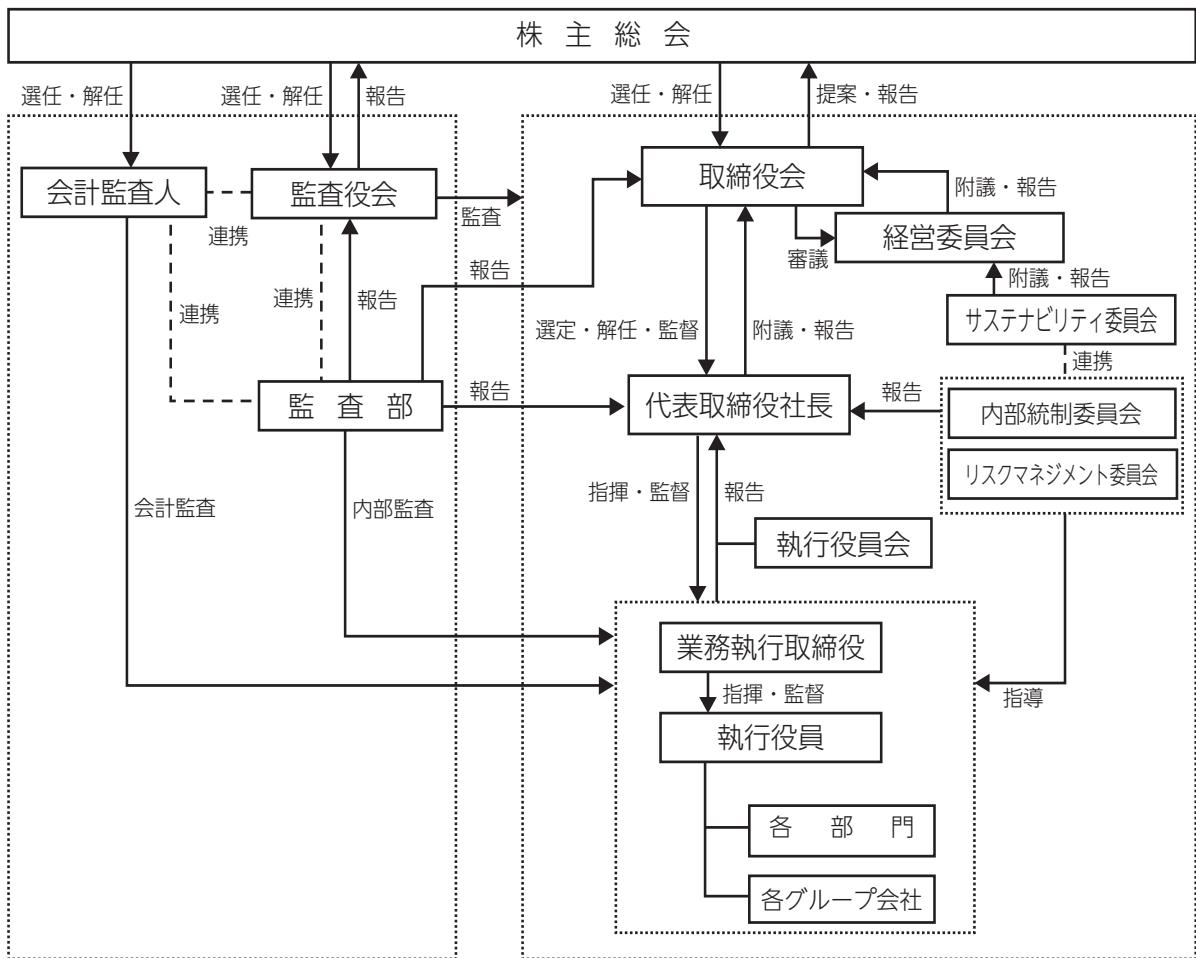
1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性を高めるとともに、社是及び企業理念の実現に努め、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ることがコーポレートガバナンスの役割であると考え、次の基本的な考え方に沿ってコーポレートガバナンスの充実を行います。

- (1) 株主及び株主以外のステークホルダーとの関係
 - ① 株主との関係
 - イ. 株主の権利が適切に行使できる体制を整備する。
 - ロ. 株主の実質的な平等性を確保するために十分配慮する。
 - ② 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
株主だけでなく株主以外のステークホルダーとの関係においても、経営の透明性を高め、法令はもとより倫理に基づき健全で公正な企業活動を行う。
- (2) 株主との対話
取締役社長及び取締役自身が説明を行うことにより、株主や投資家との間で対話を推進する。
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保
当社は、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報の開示を進める。
- (4) コーポレートガバナンスの体制
 - ① 当社は、監査役会設置会社を採用する。
 - ② 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、経営の意思決定と監督機能により中長期的な企業価値の向上を目指す。
 - ③ 取締役会は、取締役の専門的知見に基づく経営判断を尊重するとともに、社外取締役の独立した助言・提言も尊重し、取締役の業務執行に対して監督を行う。
 - ④ 監査役会は、社内監査役と内部監査部門との連携を強化し、社外監査役の豊かな経験と見識を活用し取締役の業務執行を監査する。

2. コーポレートガバナンス体制図

2024年3月31日現在におけるコーポレートガバナンス体制の模式図は、以下のとおりです。



以上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、物価上昇は落ち着きをみせ始めたものの、ウクライナ危機に加えて中東情勢が悪化したことにより、依然として先行き不透明感が強い状況となりました。

米国においては、金融引締めにより製造業を中心として設備投資が低調となり、欧州においても鉱工業生産の減少傾向が持続しております。

中国においては、輸出入の動向は当連結会計年度の後半において持ち直しが見られたものの、不動産開発投資については減少が持続しました。

わが国においては、円安による輸入仕入価格の上昇等の影響があったものの、部材不足の緩和により、機械受注及び自動車産業の受注に回復がみられました。

当社グループの当連結会計年度の業績は、入手困難であった電子部品の調達状況が改善されたこと及び人員・設備の増強等が生産能力の増加につながり、前期に対して売上高が増加いたしました。

国内においては、建設機械搭載用圧力センサ及び自動車・電子部品関連業界向けの計測制御機器の売上が減少したものの、産業機械業界向けの圧力計及び圧力センサの売上高が増加し、半導体業界向けの圧力センサ及び自動車搭載用圧力センサの売上も増加いたしました。

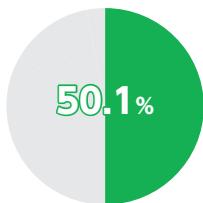
米国子会社においては、主力の産業機械関連製品を中心に圧力計及び圧力センサの売上が増加いたしました。また、グローバルな視点での生産効率向上の一環として進めておりました、米国子会社のスイスにおける温度計及び温度センサの製造拠点のドイツ移転がほぼ完了いたしました。これにともない、退職給付費用及び移転費用を、販売費及び一般管理費として4億27百万円計上し、固定資産の減損損失2億64百万円を、特別損失として計上いたしました。

これらにより、売上高は679億35百万円（前期比12.2%増）となりました。損益面につきましては、営業利益は71億50百万円（前期比51.3%増）となり、経常利益は73億90百万円（前期比49.1%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は54億9百万円（前期比58.6%増）となりました。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりです。

圧力計事業

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)

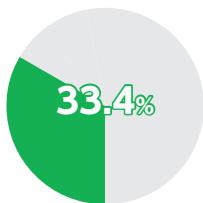


圧力計事業では、国内においては、空調・管材業界向の売上が減少したものの、産業機械業界向、空圧機器業界向の売上が増加いたしました。米国子会社においては、産業機械業界向の売上が増加いたしました。加えて、円安による円換算額の増加もありました。

この結果、圧力計事業の売上高は340億68百万円（前期比11.8%増）となり、営業利益は20億57百万円（前期比37.1%増）となりました。

圧力センサ事業

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)

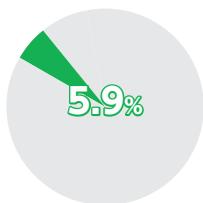


圧力センサ事業では、国内においては、建設機械搭載用圧力センサの売上は減少したものの、産業機械業界向、半導体業界向、自動車搭載用圧力センサの売上が増加いたしました。米国子会社においては、圧力計事業と同様に、産業機械業界向の売上が増加いたしました。加えて、円安による円換算額の増加もありました。

この結果、圧力センサ事業の売上高は226億66百万円（前期比18.1%増）となり、営業利益は44億91百万円（前期比72.0%増）となりました。

計測制御機器事業

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)

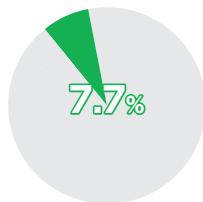


計測制御機器事業では、自動車・電子部品関連業界向のエアリークテスターの売上が減少し、生産自動化用の空気圧機器の売上も減少いたしました。

この結果、計測制御機器事業の売上高は40億31百万円（前期比13.3%減）となり、営業利益は3億46百万円（前期比29.9%減）となりました。

ダイカスト事業

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)

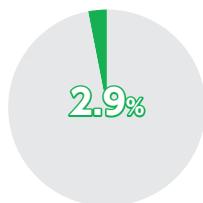


ダイカスト事業では、自動車業界を主要取引先としているダイカスト製品の売上が増加いたしました。

この結果、ダイカスト事業の売上高は52億15百万円（前期比18.7%増）となり、営業利益は94百万円（前期比7.1%増）となりました。

その他事業

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)



その他事業では、自動車用電装品の売上が増加いたしました。

この結果、その他事業の売上高は19億54百万円（前期比7.7%増）となり、営業利益は1億56百万円（前期比488.3%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、27億40百万円となりました。その主な内容は、製造設備の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として金融機関より運転資金以外の目的で調達した資金はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

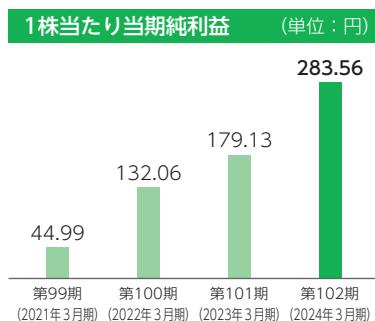
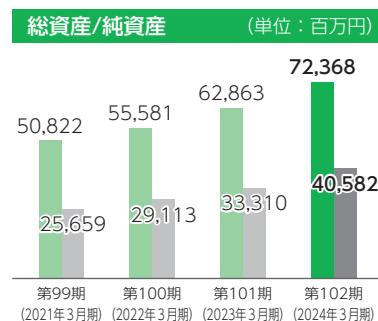
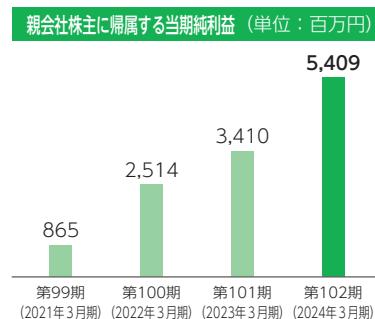
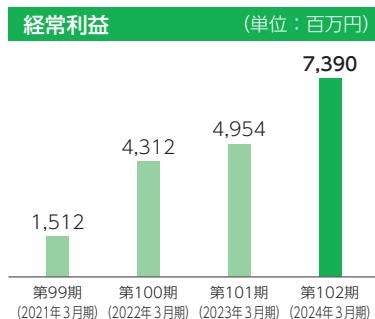
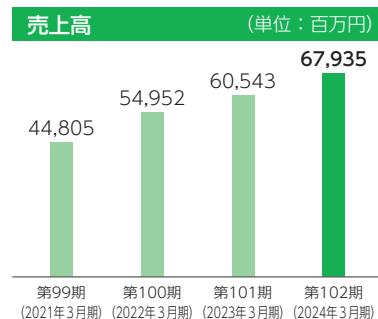
⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2023年9月13日付で持分法適用会社であった株式会社キャストクの当社保有株式の一部を売却し、同社は当社の関連会社ではなくなりました。

⑧ その他

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



区分		第99期 (2021年3月期)	第100期 (2022年3月期)	第101期 (2023年3月期)	第102期 (当連結会計年度 (2024年3月期))
売上高	(百万円)	44,805	54,952	60,543	67,935
経常利益	(百万円)	1,512	4,312	4,954	7,390
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	865	2,514	3,410	5,409
1株当たり当期純利益	(円)	44.99	132.06	179.13	283.56
総資産	(百万円)	50,822	55,581	62,863	72,368
純資産	(百万円)	25,659	29,113	33,310	40,582
1株当たり純資産	(円)	1,308.92	1,488.61	1,707.13	2,081.64

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社ニューエラー	444百万円	100.0	空気圧機器及び自動車用電装品の製造販売
株式会社フクダ	49百万円	100.0	工業用計測器の製造販売
株式会社長野汎用計器製作所	50百万円	100.0	汎用圧力計の製造販売
株式会社ナガノ	30百万円	100.0	特殊圧力計、熱電対の製造販売
株式会社ナガノ計装	50百万円	100.0	圧力計の校正、修理及び販売
ヨシトミ・マーシン株式会社	78百万円	100.0	圧力計部品の製造販売
株式会社双葉測器製作所	10百万円	100.0	圧力標準器の製造販売、圧力計の校正
株式会社中村金型製作所	5百万円	100.0	ダイカスト・マグネシウム金型の設計・製作
株式会社エポックナガノ	10百万円	95.0	厚生寮運営管理、集合店舗保守請負、 保険代理業務
株式会社サンキャスト	20百万円	51.5	ダイカスト製品の製造販売
Ashcroft-Nagano Keiki Holdings, Inc.	1米ドル	100.0	持株会社
JADE Sensortechnik GmbH	200千ユーロ	51.0	圧力センサの製造販売

(注) Ashcroft-Nagano Keiki Holdings, Inc.は、Ashcroft Inc. (圧力計・圧力センサの製造販売会社) を含め20社の子会社を所有しております。

(4) 対処すべき課題

①当社グループをとりまく経営環境

当社グループをとりまく中長期的な経営環境は、地政学リスクの高まりや、円安によるエネルギー価格等の上昇により、主に設備関連の投資動向に影響を受ける可能性がある想定しております。現時点においては、旺盛であった半導体産業向けの需要が足許では落ち着きを見せている状況でありつつも、市況回復は2024年度の後半を想定しております。

当社グループの中核をなす圧力計事業、圧力センサ事業においては、サステナビリティ課題への対応など、経営課題は大きく変化するなかで、人件費高騰に対するデジタル化投資（無人化、省人化、遠隔化）の一環として、計測機器のデジタル化、ワイヤレス化が求められると同時に、社会インフラの老朽化に伴いICT（情報通信技術）・デジタル技術を活用したインフラのスマート化への対応が求められております。

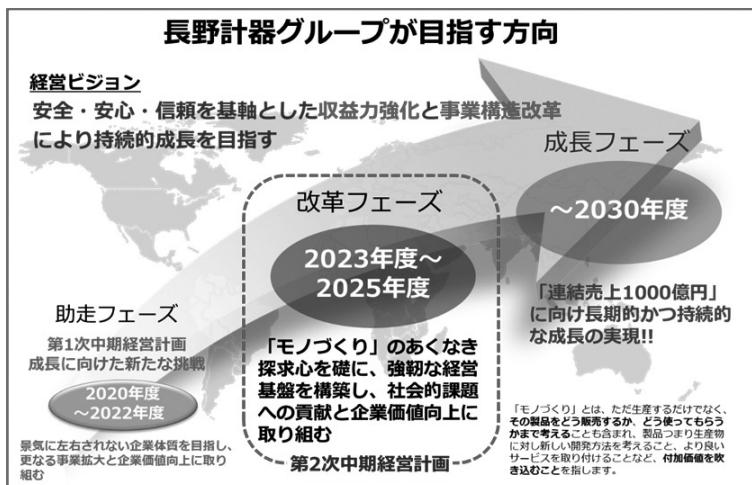
②第2次中期経営計画（対象期間：2023年度～2025年度）

当社グループは、2023年4月よりスタートした第2次中期経営計画で、『モノづくりのあくなき探求心を礎に強靱な経営基盤を構築し、社会的課題への貢献と企業価値向上に取り組む』をスローガンに、対象となる3事業年度を、2030年度の成長フェーズに繋げる重要な3年間ととらえております。

第2次中期経営計画では、期間最終年度である2025年度に達成すべき目標として、売上高753億円、営業利益率12.9%、株主資本利益率（ROE）10%以上確保を掲げ、目標達成のために、既存事業の競争力強化、グローバル戦略の強化、新たな事業領域の拡大、経営基盤の強化の、4つの成長戦略に沿った具体的施策に取り組んでまいります。

計画初年度である2023年度は、売上高及び利益面での数値目標を上回る成果を得られました。

2年次となる2024年度の連結業績目標は、連結売上高713億円、営業利益率11.1%を掲げております。



③生産能力増強設備

今後の事業拡大を見据えた生産能力増強対策として、空圧機器業界向け小型圧力計の自動化を取り入れた増産設備の整備を進めており、2024年度は、本格稼働により高品質な製品の増産体制を確立し、一層の生産効率改善を図ります。

また、圧力センサ事業においては、半導体業界向け圧力センサの生産能力増強対策として新設したフロアコーチ（スーパークリーン生成装置）を活用すると同時に、圧力センサ素子の加工・研磨から成膜工程における設備の増強を推進し、更なる圧力センサ需要の拡大に対応してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、圧力計、圧力センサ等の精密機器製品の製造、販売を主な事業としております。
事業別の主要製品及び事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要製品・事業内容
圧力計	圧力計、圧力スイッチ、温度計
圧力センサ	圧力センサ
計測制御機器	空気圧機器、エアリークテスター、圧力試験器、圧力発生器、その他用途開発製品
ダイカスト	ダイカスト製品
その他	自動車用電装品、電源製品、不動産賃貸

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

当社	本 社	東京都大田区東馬込一丁目30番4号
	営業所	東京、東関東（千葉県成田市）、仙台、熊谷、 神奈川、静岡、上田、名古屋、富山、滋賀、大阪、 四国（香川県高松市）、広島、 九州（福岡県春日市）
	工 場	上田計測機器工場（長野県上田市） 丸子電子機器工場（長野県上田市）
	その他	上田ショッピングタウン（長野県上田市）
株式会社ニューエラー	本 社	大阪府大阪市
株式会社フクダ	本 社	東京都練馬区
株式会社長野汎用計器製作所	本 社	長野県上田市
株式会社ナガノ	本 社	東京都大田区
株式会社ナガノ計装	本 社	東京都大田区
ヨシトミ・マーシン株式会社	本 社	長野県諏訪市
株式会社双葉測器製作所	本 社	東京都荒川区
株式会社中村金型製作所	本 社	長野県諏訪市
株式会社エポックナガノ	本 社	長野県上田市
株式会社サンキャスト	本 社	茨城県下妻市
Ashcroft Inc.	本 社	アメリカ合衆国コネティカット州ストラットフォード
Willy Instrumentos de Medicao e Controle Ltda.	本 社	ブラジル連邦共和国サンパウロ
Ashcroft Instruments GmbH	本 社	ドイツ連邦共和国ベーズワイラー
Ashcroft Instruments Singapore Pte,Ltd.	本 社	シンガポール共和国シンガポール
Ashcroft Instruments Mexico,S.A. de C.V.	本 社	メキシコ合衆国メキシコシティ
Rueger S.A.	本 社	スイス連邦クリシエ
Stiko Meetapparatenfabriek B.V.	本 社	オランダ王国ローデン
ASHCROFT QUERÉTARO, S. DE R.L. DE C.V.	本 社	メキシコ合衆国ケタロ
JADE Sensortechnik GmbH	本 社	ドイツ連邦共和国ザクセン州ドレスデン

(7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
圧力計	988名 (106名)	16名増 (2名増)
圧力センサ	379名 (59名)	9名増 (13名増)
計測制御機器	80名 (7名)	2名減 (-)
ダイカスト	119名 (99名)	6名増 (14名増)
その他	74名 (7名)	2名増 (-)
営業	351名 (9名)	1名減 (4名増)
研究開発	213名 (1名)	9名増 (2名減)
管理	217名 (5名)	1名減 (3名減)
合 計	2,421名 (293名)	38名増 (28名増)

(注) 従業員数は就業人員（休職者、非常勤者、当社グループからグループ外部への出向者は除いております。）であり、パートタイマー、アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員は、年間平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
767名 (113名)	9名増 (15名増)	41.7歳	17.8年

(注) 従業員数は就業人員（休職者、非常勤者、当社から社外への出向者は除いております。）であり、パートタイマー、アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員は、年間平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	8,234百万円
株式会社八十二銀行	1,334

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	54,840,000株
② 発行済株式の総数	19,432,984株
③ 株主数	7,344名
④ 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,720千株	8.96%
長野計器取引先持株会	1,485	7.74
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,421	7.40
エア・ウォーター株式会社	1,402	7.30
株式会社八十二銀行	828	4.31
日本酸素ホールディングス株式会社	700	3.65
宮下 茂	578	3.01
ニデックインスツルメンツ株式会社	521	2.71
八十二キャピタル株式会社	505	2.63
戸谷 直樹	451	2.35

(注)1. 持株比率は自己株式 (228,982株) を控除して算出しております。自己株式には、「株式報酬制度」に基づき三井住友信託銀行株式会社
が所有する当社株式 (100,700株) を含んでおりません。

⑤ 当該事業年度中に職務の執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	61,200株	5名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. (3)⑤取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

2. 上記は退任した取締役に対して交付された株式を記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の様況

① 取締役及び監査役の様況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役社長	佐藤 正 継	取締役会議長、経営委員会議長、監査部担当 Ashcroft-Nagano Keiki Holdings, Inc. 取締役 Ashcroft Inc. 取締役
常務取締役	角 龍 徳 夫	執行役員会議長・管理本部担当 株式会社ナガノ計装 監査役 株式会社ニューエラー 監査役 Ashcroft Inc. 取締役
取締役	小 林 豊 茂	事業本部担当 日立Astemo&ナガノ株式会社 監査役
取締役	小 野 明 彦	サステナビリティ委員会委員長・製品判定会議議長・ 経営統括本部担当 株式会社サンキャスト 取締役
取締役 (非常勤)	鈴 木 正 徳	株式会社MJS M&Aパートナーズ取締役会長 株式会社ミロク情報サービス 取締役副会長 ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン株式会社 取締役 公益財団法人航空機国際共同開発促進基金 理事長
取締役 (非常勤)	寺 島 義 幸	社会福祉法人ロンライフ・小諸 理事
常勤監査役	矢 島 寿 衛	株式会社ナガノ 監査役
常勤監査役	小 田 中 衛	—
監査役 (非常勤)	水 澤 博 敏	株式会社電算営業本部営業部リソースユーザー会事務局長
監査役 (非常勤)	神 吉 正	株式会社ニッスイ 監査役

- (注) 1. 取締役鈴木正徳氏及び寺島義幸氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役水澤博敏氏及び神吉正氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役鈴木正徳氏及び寺島義幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 当事業年度中の取締役及び監査役の変動は次の通りであります。
 ①就任：2023年6月29日開催の第101回定時株主総会において小野明彦氏は新たに取締役に選任され、矢島寿衛氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
 ②退任：2023年6月29日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって、取締役依田恵夫氏と平井三治氏と監査役今井善治氏は任期満了により退任し、取締役矢島寿衛氏と山岸一也氏と長坂宏氏は辞任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の

契約を締結しております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び「1.(3).②重要な子会社の状況」に記載の当社の国内子会社の取締役及び監査役（当該事業年度中に在任していた者を含む。）並びにJADE Sensortechnik GmbHのManaging Director等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟により被保険者が負担することになった争訟費用及び損害賠償金等を補填するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補填する額について限度額を設けること並びに法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為または被保険者による犯罪行為等に起因する損害等には補填の対象としないこととしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2024年4月26日開催の取締役会において、一部改定する決議をいたしました。改定内容は、a. 基本方針の内容、c. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針の内容及びd. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針の内容であり、その他の事項に変更はありません。

なお、当該事業年度における取締役の個人別の報酬等の具体的内容は改定前の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「改定前方針」といいます。）に基づいて決定し支給しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について改定前方針のもとで、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された改定前方針と整合しており、同方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬（固定ポイント部分）ならびに業績連動報酬としての株式報酬（業績連動ポイント部分）により構成し、経営の監督機能を担う非常勤取締役および社外取締役は、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針も含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針も含む。）

非金銭報酬等は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役と株主との間で株価の変動による利益・リスクを共有することで中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、株式交付信託とする。

株式交付信託は、導入目的により、固定ポイント分と業績連動ポイント分で構成する。

このうち固定ポイント部分については、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、役位等に応じたポイントを付与する。

また、業績連動ポイント部分については、各事業年度あたり、中期経営計画の重要な指標である経営指標（売上高、営業利益、自己資本利益率）と連動するものとし、事業年度の経営指標における目標の達成度に応じて0～150%の範囲で変動させて付与する。

当社は、固定ポイント部分および業績連動ポイント部分の付与について、取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において行う。1ポイントは1株に相当する。

取締役は、当該付与されたポイントの数に応じて所定の受益者確定手続に従い、当社株式の交付を受ける。

各取締役に対する株式の交付は、原則として取締役の退任時において、当該受益者確定手続を行うことによりこの信託から行われる。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、在任年数、に応じて他社水準、当社の従業員給与の水準を踏まえて決定する。また、報酬の種類ごとの比率の目安は、基本報酬を85%、株式報酬を15%とする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続きに関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長が具体的内容を決定する。取締役会の決議による委任を受けた代表取締役社長は、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、上記a. 「基本方針」からd. 「金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針」を尊重して、取締役の個人別の報酬の内容を決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	137 (11)	127 (11)	－ (－)	10 (－)	11 (2)
監査役 (うち社外監査役)	38 (10)	38 (10)	－ (－)	－ (－)	5 (2)
合計 (うち社外役員)	176 (21)	165 (21)	－ (－)	10 (－)	16 (4)

- (注) 1. 上記の支給人員は延べ人員であり、支給額には退任または異動した役員に対する支給額を含みます。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬等の内容は、当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当該事業年度における交付状況は「2. (1)⑤ 当該事業年度中に職務の執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2002年6月27日開催の第80回定時株主総会において月額20百万円以内（ただし、使用人分給与は含まれておりません。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は0名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の第97回定時株主総会において、株式報酬の額として2019年4月1日から2024年3月末日までの5事業年度を対象期間とし、合計340百万円を上限とし、株式数は1事業年度34,000ポイント（1ポイント1株に相当）を上限とする（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）ことを決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）の員数は、8名です。
5. 非金銭報酬等（株式交付信託）の額は、当事業年度において付与されたまたは付与が見込まれた株式交付ポイント数に基づき、当事業年度に費用計上した額です。
6. 監査役の報酬限度額は、1998年6月26日開催の第76回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
7. 取締役会は、代表取締役社長佐藤正継に対し各取締役の基本報酬の決定を委任しております。委任した理由は、役位、職責、在任年数、に応じて他社水準、当社の従業員給与の水準を踏まえて評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2019年6月27日開催の第97回定時株主総会決議に基づき、2023年6月29日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役4名 42百万円
監査役1名 5百万円

（金額には、過年度の事業報告において取締役及び監査役の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額である取締役4名42百万円、監査役1名5百万円が含まれております。）

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役鈴木正徳氏は、株式会社MJS M& Aパートナーズ取締役会長、株式会社ミロク情報サービス取締役副会長、ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン株式会社取締役及び公益財団法人航空機国際共同開発促進基金理事長であります。当社は、各社及び各団体との間には特別な関係はありません。

取締役寺島義幸氏は、社会福祉法人ロングライフ・小諸理事であります。当社は、社会福祉法人ロングライフ・小諸との間には特別な関係はありません。

監査役水澤博敏氏は、株式会社電算営業本部営業部リースユーザー会事務局長であります。当社は、株式会社電算との間には特別な関係はありません。

監査役神吉正氏は、株式会社ニッスイ監査役であります。当社は、株式会社ニッスイとの間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況等

	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 鈴木正徳	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。省庁及び他社で培われた豊かな経験と幅広い見識等に基づき、独立した立場で中立かつ客観的観点から適宜質問すると共に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うこと及び業務執行者から独立した立場で調査を行うために不祥事の内部調査委員会の委員として調査に関わることなど取締役会の一層の活性化に寄与されております。
取締役 寺島義幸	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。衆議院議員及び長野県議会議員として培われた豊富な経験と政治・経済・文化等に関する見識に基づき、事業家の視点とは異なる立場から適宜質問すると共に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うこと及び業務執行者から独立した立場で調査を行うために不祥事の内部調査委員会の委員として調査に関わることなど取締役会の一層の活性化に寄与されております。
監査役 水澤博敏	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会は15回のうち15回に出席いたしました。取締役会においては、経験豊かな企業経営経験者の見地から報告事項や決議事項について適宜質問すると共に、必要に応じて社外監査役の立場から意見を述べております。また、監査役会においては、重要な協議や監査結果について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 神吉正	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会は15回のうち13回に出席いたしました。取締役会においては、経験豊かな企業経営経験者の見地から報告事項や決議事項について適宜質問すると共に、必要に応じて社外監査役の立場から意見を述べております。また、監査役会においては、重要な協議や監査結果について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	53百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る）を受けております。

③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

経営執行部門及び会計監査人からの必要書類の入手や報告の聴取と意見交換を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠などを検討し、妥当と判断いたしました。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人有限責任監査法人トーマツと、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（内部統制システム構築のための基本方針）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社役員及び子会社役員は、社是に則った具体的な行動を定めた「長野計器グループ企業行動憲章」等に従った行動を行う。
 - ロ. 「内部統制委員会」を設置し、企業活動における職務執行が法令及び定款に適合することを確保する施策や対応策を講じる体制の整備を行う。
 - ハ. 監査役が、取締役の職務の執行が適正に行われていることを監査する体制をとる。
- 二. 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務に係る情報は、文書管理規程その他の社内規程に従い、適切に文書を作成、保存及び管理を行う。
- ロ. 機密情報及び内部情報については、機密管理規程及び内部情報管理規程並びにその他の社内規程に従い、適切に管理を行う。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク発生の防止及び損失の最小化を図るために、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、リスクマネジメント委員会を設置する。
- ロ. リスクマネジメント委員会は、全社的なリスク管理を行うために、当社を取り巻くリスクの評価、ウェイト付け等を行い、リスク管理体制を整備するとともに、重要な事項については取締役社長に報告する。
- ハ. 大規模な事故・災害等の不測の事態が発生した場合には、「危機・非常事態管理規程」に基づき、取締役社長を委員長とする災害対策委員会を設置して危機対応にあたり、人的な安全の確保及び経済的な損失の最小化を図る。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 執行役員制度を採用し、経営監督機能と職務執行機能を分離し、職務執行権限については執行役員に権限委譲を図り、職務の執行の効率化を促進する。
- ロ. 経営委員会は、「取締役会規程」及び「経営委員会規程」により、権限委譲された事項を審議決議するとともに、取締役会附議案件については、事前に審議を行い取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進する。
- ハ. 取締役及び使用人が会社における全体の目標を定め、その浸透と実効性を高めるために、中期経営計画等の策定を行う。
- ニ. 取締役会は、中期経営計画等を具体化するために、中期経営計画等に基づいて毎期、事業部門毎の業績目標と予算を決定する体制の整備を行う。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 使用人が、法令及び定款に適合した職務執行を行うために、「長野計器グループ企業行動憲章」等を遵守する体制の整備を行う。
- ロ. 法務・コンプライアンス部は、コンプライアンスマニュアル等を利用したコンプライアンス研修の企画・推進及び総括を行い、その実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 長野計器グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図るために、当社及び子会社は、「長野計器グループ企業行動憲章」等を遵守する体制の整備を行う。
- ロ. 長野計器グループ子会社の管理は、本社経営企画部が担当し、「関係会社管理規程」に基づき、子会社が当社の経営方針に沿って効率的に運営されていることを確保する体制を整備する。
- ハ. 子会社の取締役等から、関係会社管理規程に基づき、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要案件は、その業務内容について事前協議を行う体制を整備する。
- ニ. 「リスクマネジメント基本規程」に基づき、リスクマネジメント委員会を中心とした長野計器グループ全体のリスク管理体制を整備する。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

- イ. 監査役は、取締役会に対して、監査業務を補助すべき使用人を要求できるものとする。
- ロ. 取締役及び使用人は、監査業務を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

⑧ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の監査業務を補助すべき使用人は、監査役からのみ指揮命令を受けるものとする。

⑨ 当社の監査役への報告に関する体制

- イ. 当社又は子会社の取締役等が、会社に重大な損失を与える事項が発生又は発生する可能性があるとき及び取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、適宜・適正に当社の監査役会に報告するような体制の整備を行う。
- ロ. 監査役は、重要な会議に出席するなど、取締役及び使用人の業務執行上の重要な情報を把握する体制の整備を行う。

⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きに係る方針

当社は、監査役の職務の執行により発生する費用の前払等請求があったときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払う。

⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備する。
- ロ. 代表取締役と監査役が意見交換の場を設け、監査役は、監査部及び会計監査人並びに顧問弁護士等と緊密な連携を保ちながら、監査役として監査に係る知識の充実と自らの効果的な監査成果の達成を図る。

⑬ 反社会的勢力による被害を防止するための体制

- イ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、警察等関係機関と連携体制を構築し、毅然とした態度で臨む。
- ロ. 「長野計器グループ役員行動規範」に従い、反社会的勢力及び団体とは関わりを持たず、これらの活動を助長する行為を行わない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（内部統制システム構築のための基本方針）についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び監査役対象の役員研修会を年1回開催し、法令等の教育を行っている。
- ロ. 内部統制委員会を当事業年度において5回開催し、内部統制システムの運用状況をモニタリングするとともに、財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の評価についても年度における基本計画を策定し、評価範囲、重要性の金額及び評価体制を決定している。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 適宜各部門において重要文書保存基準の見直しを行い、適切な文書作成、保存及び管理を行っている。
- ロ. 社内規程により契約書管理を行っている。
- ハ. 情報セキュリティの強化のため、情報保存媒体の使用制限等を設け、情報漏えいのリスク軽減を図っている。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスクマネジメント基本規程により当事業年度において2回リスクマネジメント委員会を開催した。
- ロ. 同委員会では、事業リスクの見直しを行っている。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 執行役員会は原則月1回開催され、各執行役員が業務執行の進捗状況を報告し、その内容につき議論を行っている。
- ロ. 経営委員会は、当事業年度において13回開催され、経営委員会規程により権限委譲された事項の審議決議を行い、取締役会附議案件は、取締役会に先立ち、取締役会に附議するか否かを議論し、取締役会へ上程の有無を決定している。
- ハ. 取締役会は、中期経営計画等及び事業計画の進捗状況を把握し、必要に応じて対策検討ができるようにしている。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンスを徹底する目的で、コンプライアンスマニュアルを適宜改定している。
- ロ. 弁護士を含む複数のヘルプラインを設置し、コンプライアンスマニュアルに通報者保護を明記することでヘルプラインが十分に機能するよう周知徹底を図っている。
- ハ. 社内規程勉強会を計画的に実施し、業務執行に関連した規程について周知徹底を図っている。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 合同役員会、グループ社長会及び経営懇話会を開催し、当社がグループ方針に基づき、コンプライアンス及び内部統制と経営における課題等の指導及び支援強化等を進めた。
- ロ. 長野計器グループの管理部門に対し、当社から関係会社に必要な情報を提供し、関係会社と情報交換をしている。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役より取締役はその職務を補助すべき従業員が求められ、現在1名が兼務で当該業務に従事している。

⑧ 当社の監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役よりその職務を補助すべき従業員の人事等は取締役と監査役会との協議とともに同意を得たうえで決定している。

⑨ 当社の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会及び経営委員会等に出席することにより、取締役及び従業員の業務執行上の重要な情報を得ている。

⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告すべき事項の報告を行った取締役及び使用人が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けた事例は、ヘルプラインを含め認められない。

⑪ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きに係る方針

当社は、監査役職務の執行により発生する費用（監査役職務に必要なことを証明した場合を除く）について、遅滞なく償還しており、前払いの要請にも随時対応する手続きを用意している。

⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、代表取締役をはじめとする取締役全員と業務執行全般における課題につき意見交換を行っている。
- ロ. 監査役は、必要に応じ監査部と内部統制監査報告及び棚卸監査報告の内容につき情報交換を実施している。
- ハ. 監査役は、必要に応じ、内部統制委員会及びリスクマネジメント委員会にオブザーバーとして出席して、監査役の要請がある場合、必要な情報提供を受け、内部統制の運用状況を確認している。

⑬ 反社会的勢力による被害を防止するための体制

- イ. 新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項を規定した契約内容とし、警察等関係機関との情報交換を行っている。
- ロ. 法務・コンプライアンス部から各事業所へ反社会的勢力排除に関する情報を提供し、反社会的勢力排除の意識向上を図っている。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	40,755,202
現金及び預金	7,856,930
受取手形、売掛金及び契約資産	10,395,571
電子記録債権	4,675,679
商品及び製品	9,292,002
仕掛品	4,714,864
原材料及び貯蔵品	2,976,928
その他	1,027,832
貸倒引当金	△184,605
固定資産	31,613,311
有形固定資産	16,851,896
建物及び構築物	2,496,525
機械装置及び運搬具	5,189,269
土地	4,717,988
リース資産	267,714
使用権資産	3,093,563
建設仮勘定	648,062
その他	438,771
無形固定資産	758,464
のれん	9,750
リース資産	4,805
その他	743,907
投資その他の資産	14,002,951
投資有価証券	12,313,558
退職給付に係る資産	779,692
繰延税金資産	249,048
その他	672,099
貸倒引当金	△11,447
資産合計	72,368,514

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	20,908,915
支払手形及び買掛金	5,549,266
短期借入金	7,805,695
1年内返済予定長期借入金	947,568
リース債務	496,876
未払法人税等	1,387,947
賞与引当金	1,416,081
その他	3,305,480
固定負債	10,877,087
長期借入金	2,505,282
リース債務	3,126,983
繰延税金負債	2,392,856
退職給付に係る負債	2,578,564
株式給付引当金	30,031
役員退職慰労引当金	112,202
資産除去債務	32,949
その他	98,217
負債合計	31,786,003
(純資産の部)	
株主資本	32,935,128
資本金	4,380,126
資本剰余金	4,507,173
利益剰余金	24,330,590
自己株式	△282,761
その他の包括利益累計額	6,830,988
その他有価証券評価差額金	6,534,883
繰延ヘッジ損益	17,357
為替換算調整勘定	69,143
退職給付に係る調整累計額	209,603
非支配株主持分	816,393
純資産合計	40,582,510
負債純資産合計	72,368,514

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) (単位：千円)

科目	金額
売上高	67,935,689
売上原価	46,584,208
売上総利益	21,351,480
販売費及び一般管理費	14,200,801
営業利益	7,150,679
営業外収益	852,259
受取利息	54,491
受取配当金	304,203
賃貸料収入	23,621
為替差益	57,835
持分法による投資利益	185,528
その他	226,579
営業外費用	612,724
支払利息	471,993
手形売却損	49,526
支払手数料	15,560
その他	75,643
経常利益	7,390,215
特別利益	112,871
固定資産売却益	112,871
特別損失	329,784
固定資産売却損	6,206
固定資産除却損	46,034
減損損失	270,978
関係会社株式売却損	6,565
税金等調整前当期純利益	7,173,301
法人税、住民税及び事業税	1,813,227
法人税等調整額	△73,200
法人税等合計	1,740,026
当期純利益	5,433,274
非支配株主に帰属する当期純利益	23,497
親会社株主に帰属する当期純利益	5,409,777

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,176,007	流動負債	8,966,793
現金及び預金	2,011,118	買掛金	2,023,312
受取手形	39,936	短期借入金	2,720,000
電子記録債権	3,590,106	関係会社短期借入金	1,386,000
売掛金	4,751,017	一年内返済予定長期借入金	263,000
製品	533,383	リース債務	50,223
半製品	3,426,831	未払金	556,313
原材料	273,584	未払法人税等	807,548
仕掛品	2,553,228	未払費用	437,818
貯蔵品	115,521	預り金	123,260
前払費用	47,030	賞与引当金	576,000
未収入金	87,792	前受金	6,506
関係会社短期貸付金	516,000	その他	16,810
その他	237,414	固定負債	3,882,226
貸倒引当金	△6,958	長期借入金	215,000
固定資産	27,219,952	リース債務	99,188
有形固定資産	4,945,934	退職給付引当金	1,243,362
建物	1,067,849	株式給付引当金	30,031
構築物	41,589	預り保証金	58,543
機械装置	2,069,609	繰延税金負債	2,185,362
車両運搬具	1,283	資産除去債務	32,949
工具器具備品	348,907	その他	17,789
土地	1,209,101	負債合計	12,849,020
リース資産	131,819	(純資産の部)	
建設仮勘定	75,774	株主資本	26,269,501
無形固定資産	159,722	資本金	4,380,126
借地権	1,543	資本剰余金	4,452,350
ソフトウェア	145,636	資本準備金	4,449,680
リース資産	4,449	その他資本剰余金	2,670
その他	8,092	利益剰余金	17,719,786
投資その他の資産	22,114,295	利益準備金	89,351
投資有価証券	10,775,124	その他利益剰余金	17,630,434
関係会社株式	10,101,319	研究開発積立金	250,000
出資金	781	海外投資損失積立金	350,000
関係会社出資金	219,427	海外市場開拓積立金	150,000
長期前払費用	5,173	圧縮記帳積立金	8,066
前払年金費用	30,207	別途積立金	8,264,500
関係会社長期貸付金	782,620	繰越利益剰余金	8,607,867
その他	211,087	自己株式	△282,761
貸倒引当金	△11,447	評価・換算差額等	6,277,438
資産合計	45,395,960	その他有価証券評価差額金	6,277,438
		純資産合計	32,546,940
		負債純資産合計	45,395,960

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	29,227,622
売上原価	19,618,251
売上総利益	9,609,371
販売費及び一般管理費	4,395,960
営業利益	5,213,410
営業外収益	1,275,246
受取利息	12,821
受取配当金	944,809
賃貸料収入	42,779
経営指導料	10,160
為替差益	93,122
その他	171,553
営業外費用	144,478
支払利息	50,842
手形売却損	22,239
電子記録債権売却損	21,464
支払手数料	15,560
その他	34,371
経常利益	6,344,179
特別利益	75,992
固定資産売却益	75,992
特別損失	34,281
固定資産除却損	21,407
固定資産売却損	6,206
減損損失	6,638
その他	29
税引前当期純利益	6,385,889
法人税、住民税及び事業税	1,268,144
法人税等調整額	23,906
法人税等合計	1,292,051
当期純利益	5,093,838

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

長野計器株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	京嶋清兵衛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥津佳樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、長野計器株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、長野計器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

長野計器株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	京嶋清兵衛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥津佳樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、長野計器株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

長野計器株式会社 監査役会

常勤監査役 矢島 寿 衛 ㊞

常勤監査役 小田 中 衛 ㊞

監査役(社外監査役) 水澤 博 敏 ㊞

監査役(社外監査役) 神吉 正 ㊞

以 上

TOPICS

1. 鉄道事業者向け「アオリ監視装置 ER15」の開発および納入について

鉄道橋における鋼橋支点部の保守業務を自動化する「アオリ監視装置 ER15」を東日本旅客鉄道株式会社およびセイコーエプソン株式会社と共同開発し、納入いたしました。

本製品は、列車が通過した際に桁が上下に動く変動量「アオリ」を自動で測定し、お客様に電子メールで送信します。

アオリが発生すると支点部周辺部材に疲労き裂やボルトの緩みなどを誘発するため、これまでは作業員が現地で設備を監視していましたが、数は膨大ですべてを直接監視することは困難でした。しかし本製品を用いることで現場に行かずに監視することができ、作業員に頼っていた監視作業の省人力化に繋がります。



2. 当社ホームページのリニューアル

当社では2023年2月に「サステナビリティ委員会」を設置し、サステナビリティに対する取組みを推進しております。

その一環として会社情報・サステナビリティ活動に関する情報を皆様にご提供するべく、同年9月に当社ホームページのリニューアルを行いました。今後も、適切かつ適時に情報をご提供できるよう継続的に更新を行ってまいります。



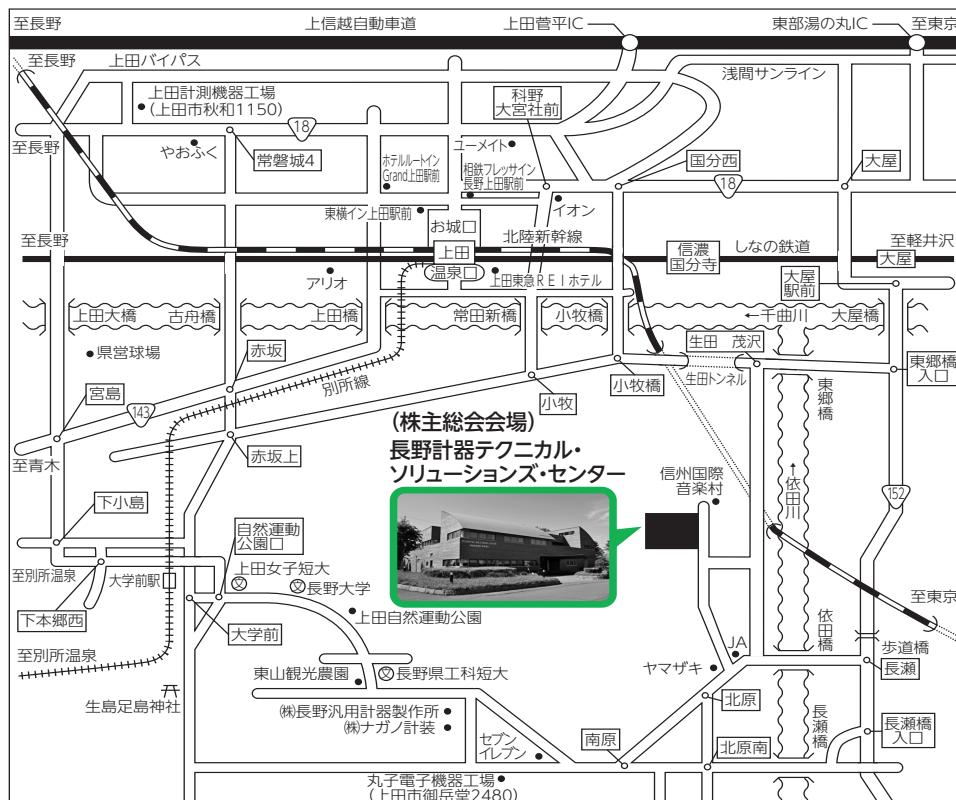
定時株主総会会場ご案内図

会場

長野計器テクニカル・ソリューションズ・センター
長野県上田市生田2150番地 電話 (0268) 41-1000 (代表)

交通

本年も、上田駅温泉口から定時株主総会会場までの当社による送迎は見合わせますので、本株主総会にご来場される株主様には、自家用車またはタクシーをご利用のうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。